

被災者生活再建支援金に おける加算支援金

加算支援金は、次の住宅の再建方法の区分に応じて支給されます。申請に必要な書類や、主な相談内容についてお知らせいたします。

①建設・購入(新築・中古住宅やマンション購入等) ②補修(住宅修理等) ③賃貸(アパート・戸建)

◇加算支援金申請期限

平成30年4月10日(基礎支援金は平成25年4月10日)

◇加算支援金の申請に必要な書類

- ・申請書(受付時に記入していただきます。)
- ・委任状(同一世帯員以外の方が申請する場合)
- ・住民票(住民票を異動した場合、世帯員全員のもの)
- ・契約書(原本を確認します。)
- ・預金通帳
- ・身分証明書(運転免許証・保険証等)

※り災証明書は必要ありません。

◇支援金の不正受給に関する注意事項

- ・支援金を不正に申請し受領した場合は、財団法人都道府県会館(支援金の支給事務を行う法人)が支援金の支給決定を取り消し、返還請求を行う場合があります。
- ・申請された内容どおりであるか、町が実態調査を行う場合があります。

◇申請窓口 保健福祉課 被災者支援係

被災者生活再建支援金に関するQ&A

◇建設・購入

Q1 被災した世帯と被災していない息子の世帯と今後一緒に住居を再建する予定です。契約者は息子の名前ですが、加算支援金は対象となりますか。

A1 被災した世帯主の再建が前提となりますので対象とはなりません。共有名義で契約した場合は該当となるものの、新築住居の持分によっては、贈与税が課税となる場合がありますので、税務署等にご確認のうえ、契約をしてください。

Q2 親戚から住居を安く購入しました。契約書はなく領収証しかありませんが、加算支援金の申請はできますか。

A2 領収証のみでは原則申請できません。ただし、領収証に購入した住居の地番等が記入されていて、購入した事実が確認できる登記証(登記事項証明書)の写しが添付されていれば、申請が可能です。

Q3 住居を新築するにあたり、加算支援金の申請をしたいと考えていますが、契約書のほかに建築確認書の提出は必要ないでしょうか。

A3 生活再建支援金の必要書類の中に、建築確認書の提出は義務付けされておらず、必要ありません。ただし、虚偽であったことを確認した場合、加算支援金の返金をしていただくこととなります。

Q4 住居を新築する場所は確定していませんが、業者の確保が困難なことから、

事前に契約だけ済ませたいと考えています。この場合に加算支援金を受け取ることは可能なのでしょうか。

A4 加算支援金は、新築する場所が確定してからの申請となります。

Q5 土地だけ購入し、今後その場所に新築する予定ですが、建物の契約はまだしていません。加算支援金の申請は可能でしょうか。

A5 申請はできません。土地の売買契約だけでは、世帯主がその場で再建することが確実であることが書面から判断できませんので、住居を新築する際に申請していただくこととなります。

◇補修

Q6 知人の大工に依頼して補修をしています。契約書がない場合には申請はできないのでしょうか。

A6 見積書または請求書と支払った領収書、補修した内容がわかる写真があれば申請可能です。

Q7 一度にすべての補修を行うことができないので、今後少しずつ補修していく予定にしています。加算支援金は申請できますか。

A7 一部支払いが終わっている状況であれば申請できます。見積書または請求書と、支払った領収証、補修した内容がわかる写真を添えて申請してください。

Q8 補修が終了し、業者に応急修理制度分の52万円を支払われていますが、加算支援金の申請は可能でしょうか。

A8 「応急修理制度」を利用し、修繕費が52万円の上限内で収まっている場合は、加算支援金の対象とはなりません。それ以上の補修が必要な場合は、加算支援金の申請が可能です。

◇賃貸

Q9 現在、家賃を補助(みなし仮設住宅)されていますが、加算支援金の賃貸分としての申請はできないで

しょうか。

A9 みなし仮設住宅として、対象者・家主・県知事の三者契約している期間は申請できませんが、契約期間終了後は申請できます。

Q10 加算支援金の「賃貸」で50万円(複数世帯)を支給されているものの、今後家を新築する予定です。その際に加算支援金は申請できるのでしょうか。

A10 申請することができませんが、一度50万円を支給されているので、200万円(複数世帯)から50万円を差し引いた150万円となります。

Q11 親戚宅の一部を借りて生活していますが、加算支援金の申請はできないのでしょうか。

A11 月々賃借料として支払いをしている場合で、契約書があれば申請は可能です。詳しくは保健福祉課被災者支援係にご確認ください。

Q12 今後、災害公営住宅への入居を希望していますが、

加算支援金の申請は可能でしょうか。

A12 公営住宅は対象外となります。

◇その他

Q13 大規模半壊(または半壊)であり、家屋を解体する予定ですが、被災者生活再建支援金は全壊の扱いとならないのでしょうか。

A13 解体の場合、全壊扱いとなります。家屋の解体年月日が確認できる書類を添えて、町民務課に「家屋取壊(かおくとりこわし)届出書」を提出していただいた後、「家屋取壊証明願」を被災者支援係に持参のうえ、基礎支援金の申請をしてください。

※家屋の解体を行う前に必ず町民務課にご相談ください。

Q14 大規模半壊の家屋の解体を依頼していますが、まだ実施されていません。いつ頃を予定しているのでしょうか。

A14 既に建設課に申請書を

提出している方については、年内中に解体を行います。

Q15 町外に住居を新築して既に加算支援金を受給していますが、世帯員の一部が災害公営住宅の入居を希望した場合、認められるのでしょうか。

A15 住居の確保が困難な方のための災害公営住宅です。詳しくは、復興事業推進課にご確認ください。

Q16 個人の土地にプレハブ住宅を建設し、加算支援金(建設・購入)200万円の支給を受けていますが、防災集団移転に参加できないのでしょうか。

A16 防災集団移転に参加することは可能です。詳しくは復興事業推進課にご確認ください。ただし、一度加算支援金を支給されていることから、防災集団移転時に新築した住居では加算支援金を申請することはできません。

(単位：件)

◎加算支援金月別申請状況

加算内容	平成23年												平成24年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計	
建設・購入	8	17	14	10	14	11	12	9	14	109	16	16	13	17	20	14	96	
補修	0	1	8	10	12	9	6	12	14	72	6	8	2	3	1	1	21	
賃貸	60	31	12	7	7	1	3	1	4	126	0	1	4	2	0	1	8	
合計	68	49	34	27	33	21	21	22	32	307	22	25	19	22	21	16	125	

※加算支援金については、今後の高台移転等に伴い、申請の増加が予想されます。※平成24年6月30日現在の状況です。

問い合わせ 保健福祉課 被災者支援 ☎0226-29-6451